

南九州市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 10 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第40号

南九州市行政組織規則等の一部を改正する規則

(南九州市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 南九州市行政組織規則（平成19年南九州市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務課の項中「総務人事係」の次に「、秘書広報係」を加え、「行政改革推進係」を「庁舎整備係」に改め、同表新庁舎建設推進課の項を削り、同表企画課の項中「企画課」を「みらい創生課」に、「企画係」を「政策推進係」に改め、「、広報統計係」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

顚娃支所	地域振興係、市民・税務係、福祉係、建設農林係
川辺支所	地域振興係、市民・税務係、福祉係、建設農林係

別表第 3 総務課の部総務人事係の項を次のように改める。

総務人事係	(1) 本庁・支所間の連絡調整に関すること。 (2) 庁内の総合的行事に関すること。 (3) 電話交換業務に関すること。 (4) 安全運転管理に関すること。 (5) 公用車の管理・運転に関すること。 (6) 職員の任免、配置、分限、懲戒その他身分に関すること。 (7) 職員の服務に関すること。 (8) 職員の給与及び勤務条件に関すること。 (9) 行政組織及び職員の定数に関すること。 (10) 職員の研修及び福利厚生に関すること。 (11) 職員の安全衛生に関すること。 (12) 公務災害補償、職員共済組合及び退職手当に関すること。
-------	---

	(13) 職員団体に関すること。 (14) 職員互助会に関すること。 (15) 特別職の報酬等に関すること。 (16) 公平委員会に関すること。 (17) 会計年度任用職員の雇用に関すること。 (18) その他人事に関すること。 (19) 課内の連絡調整及び庶務に関すること。 (20) 他の課・係の所管に属しないこと。
秘書広報係	(1) 秘書に関すること。 (2) 儀式、交際、渉外及び郷土会に関すること。 (3) 表彰及び褒章に関すること。 (4) 市長会に関すること。 (5) 広報広聴に関すること。 (6) 報道機関との連絡調整に関すること。 (7) 広報紙の編さん発行に関すること。 (8) 市勢要覧に関すること。

別表第3 総務課の部行政改革推進係の項を次のように改める。

庁舎整備係	(1) 庁舎及び構内の保守管理に関すること。 (2) 庁内取締り及び当直に関すること。 (3) 庁舎の在り方に関すること。
-------	---

別表第3 新庁舎建設推進課の部を削り、同表財政課の部管財係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 公の施設の指定管理者制度に関すること。

別表第3 企画課の部中「企画課」を「みらい創生課」に改め、同部中企画係の項を次のように改める。

政策推進係	(1) 総合計画及び重要政策の企画立案並びに調整に関すること。 (2) 地方創生に関すること。 (3) 広域行政に関すること。 (4) 企業誘致に関すること。 (5) 工業団地に関すること。 (6) 住宅団地に関すること。 (7) 連絡調整会議に関すること。 (8) 友好姉妹都市等との交流に関すること。 (9) 国際交流に関すること。
-------	--

	(10) 土地利用に関すること。
	(11) 運輸及び交通政策に関すること。
	(12) 過疎及び辺地に関すること。
	(13) 地域政策に関すること。
	(14) エネルギー政策に関すること。
	(15) 統計調査に関すること。
	(16) 統計資料の収集及び発行に関すること。
	(17) 行政改革の推進に関すること。
	(18) 行政組織の再編、事務事業の調整及び庁議に関すること。
	(19) 事務改善に関すること。
	(20) 行政評価制度に関すること。
	(21) 地方分権に関すること。
	(22) 権限移譲に関すること。
	(23) 合併関連事務の調整に関すること。
	(24) 合併新市基本計画に関すること。
	(25) 課内の連絡調整及び庶務に関すること。
	(26) 他の係の所管に属しないこと。

別表第3 企画課の部広報統計係の項を削り、同表市民生活課の部市民係の項中第17号を次のように改める。

- (17) その他窓口業務に関すること（関係課と協議の上実施する他課の所管に属する窓口業務を含む。）。

別表第3 福祉健康課の部障害福祉係の項中第13号を第14号、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 南九州市障害者基幹相談支援センターに関すること。

別表第3 福祉健康課の部健康増進係の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰上げる。

別表第3 こども未来課の部こども家庭係の項中第7号を次のように改める。

- (7) 南九州市こども家庭センター（児童福祉）に関すること。

別表第3 こども未来課の部おやこ保健係の項中第3号を次のように改める。

- (3) 南九州市こども家庭センター（母子保健）に関すること。

別表第3 こども未来課の部おやこ保健係の項中第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 保健センターの管理運営に関すること。

別表第4の(1) 各支所共通の表を次のように改める。

係	事務分掌
地域振興係	(1) 本庁・支所間の連絡調整に関する事。 (2) 庁内の総合的行事に関する事。 (3) 庁内取締り及び当直に関する事。 (4) 庁舎及び構内の保守管理に関する事。 (5) 安全運転管理に関する事。 (6) 公用車の管理に関する事。 (7) 職員の安全衛生に関する事。 (8) 職員互助会に関する事。 (9) 公文書の収受、発送及び管理に関する事。 (10) 文書の浄書及び印刷に関する事。 (11) 本庁・支所間の文書連絡に関する事。 (12) 公印の管理に関する事。 (13) 普通財産の管理に関する事。 (14) 工業団地に関する事。 (15) 住宅団地に関する事。 (16) 運輸及び交通政策に関する事。 (17) 移住及び定住促進に関する事。 (18) 空き家の利活用に関する事。 (19) 広報広聴に関する事。 (20) 統計調査に関する事。 (21) まちづくり事業に関する事。 (22) 自治会及び自治会長への文書発送に関する事。 (23) 認可地縁団体に関する事。 (24) 公民館の育成指導に関する事。 (25) 消防及び消防団に関する事。 (26) 交通安全対策に関する事。 (27) 防犯に関する事。 (28) 防災及び災害対策に関する事。 (29) 自治会放送施設に関する事。 (30) 自主防災組織に関する事。 (31) 空き家等の安全対策に関する事。 (32) 観光施設等の管理運営に関する事。 (33) 観光に係るイベント・祭りに関する事。 (34) 商工業の金融及び資金制度に関する事。

	(35) 商工に係るイベント・祭りに関すること。 (36) 消費者行政に関すること。 (37) 収入金の引継ぎに関すること。 (38) 支所内の連絡調整及び支所内の庶務に関すること。 (39) 支所内の他の係の所管に属しないこと。 (40) その他総務課、財政課、みらい創生課、まちづくり推進課、防災安全課、商工観光課及び会計課の所管事務に係る連絡調整に関すること。
市民・税務係	(1) 住民基本台帳、戸籍、印鑑等に係る各種証明に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 印鑑登録に関すること。 (4) 自動車臨時運行許可に関すること。 (5) 一般旅券の発給申請の受理及び交付に関すること。 (6) 総合案内に関すること。 (7) 戸籍に関すること。 (8) 犯歴事務に関すること。 (9) 人口動態調査及び人口移動調査に関すること。 (10) 相続税法第58条の通知に関すること。 (11) 破産、成年被後見人及び被保佐人に関すること。 (12) 人権擁護に関すること。 (13) 死産届に関すること。 (14) 国民年金に関すること。 (15) 廃棄物処理及び清掃・し尿処理に関すること。 (16) じんかいに関すること。 (17) 広域組合との連絡調整に関すること。 (18) 埋火葬及び改葬に関すること。 (19) 狂犬病予防及び犬の登録に関すること。 (20) 衛生害虫駆除に関すること。 (21) 衛生自治団体に関すること。 (22) 災害における防疫活動に関すること。 (23) 生活排水処理に関すること。 (24) 公害に関すること。 (25) 浄化槽に関すること。 (26) 国民健康保険の保健事業に関すること。

	(27) 診療報酬及び保険給付に関すること。 (28) 出産育児一時金及び葬祭費に関すること。 (29) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事務に関すること。 (30) 第三者行為による療養給付に係る求償の行使に関すること。 (31) 特定健診に関すること。 (32) 市税等及び税外収入の収納に関すること。 (33) 市税等及び税外収入の滞納整理及び滞納処分に関すること。 (34) 市税等の過誤納金還付及び充当に関すること。 (35) 市税等に係る各種証明に関すること。 (36) 市税等の賦課に関すること。 (37) 固定資産の評価に関すること。 (38) 固定資産課税台帳及び土地・家屋台帳等の管理及び整備に関すること。 (39) その他市税等に関すること。 (40) 証明手数料等の徴収に関すること。 (41) その他市民生活課及び税務課の所管事務に係る連絡調整に関すること。
福祉係	(1) 民生委員児童委員に関すること。 (2) 温泉センターに関すること。 (3) 災害救助に関すること。 (4) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。 (5) 身体障害者福祉に関すること。 (6) 知的障害者福祉に関すること。 (7) 精神障害者福祉に関すること。 (8) 障害児福祉に関すること。 (9) 心身障害者扶養共済制度に関すること。 (10) 特別障害者手当等に関すること。 (11) 生活保護に関すること。 (12) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 (13) 生活困窮者の相談に関すること。 (14) 保育等の実施に関すること。 (15) 児童手当、児童扶養手当に関すること。

	(16) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 (17) 子ども医療費の給付に関すること。 (18) 母子・父子及び寡婦福祉に関すること。 (19) 各種健(検)診等の窓口業務に関すること。 (20) 保健センターの管理運営に関すること。 (21) 在宅高齢者福祉サービスに関すること。 (22) 老人ホームの入所措置等に関すること。 (23) 高齢者団体に関すること。 (24) 介護保険の資格・給付に関すること。 (25) 介護保険の福祉用具購入、住宅改修に関すること。 (26) その他福祉健康課、こども未来課及び長寿介護課の所管事務に係る連絡調整に関すること。
建設農林係	(1) 道路・河川等の維持補修に係る要望及び相談に関すること。 (2) 公用車等の管理に関すること。 (3) 道路整備員及び作業員に関すること。 (4) 道路・河川等の維持管理及び補修に関すること。 (5) 公共土木施設の災害復旧に関すること。 (6) 法定外公共物に関すること。 (7) 水田政策の推進に関すること。 (8) 所管施設等の管理に関すること。 (9) 村づくり及び集落営農組織の育成に関すること。 (10) 農業災害及び農業統計に関すること。 (11) 担い手の育成に関すること。 (12) 新規就農者及び農業後継者の育成に関すること。 (13) 営農技術の普及及び農家相談に関すること。 (14) 農産物の生産及び流通対策に関すること。 (15) 農業団体及び生産組織の育成に関すること。 (16) 病虫害防除に関すること。 (17) 防災及び災害対策に関すること。 (18) 環境保全型農業の推進に関すること。 (19) 農業用廃棄物及び廃プラスチック類の適正処理に関すること。 (20) 農業機械に関すること。 (21) 鳥獣被害防止対策に関すること。

	(22) 家畜の衛生及び防疫に関すること。
	(23) 畜産環境保全に関すること。
	(24) 統計等各種調査に関すること。
	(25) 農用地及び農業用施設の維持管理に関すること。
	(26) 土地改良財産の管理に関すること。
	(27) 農用地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
	(28) 林業の振興に関すること。
	(29) 林道及び治山事業に関すること。
	(30) 林業の振興計画に関すること。
	(31) 林業構造改善事業に関すること。
	(32) 森林保護に関すること。
	(33) 特用林産物に関すること。
	(34) 市有林及び部分林の育成及び管理に関すること。
	(35) 緑化推進事業に関すること。
	(36) 森林環境税に関すること。
	(37) 造林事業に関すること。
	(38) 火入れ許可に関すること。
	(39) 森林病虫害の防除に関すること。
	(40) 鳥獣保護に関すること。
	(41) 林業団体の育成指導に関すること。
	(42) 南九州市農業委員会事務局処務規程（平成19年南九州市農業委員会訓令第1号）別表2 支所共通の表に規定する事務分掌に関すること。
	(43) その他建設水道課、都市政策課、農業振興課、農林整備課及び茶業振興課との所管事務に係る連絡調整に関すること。

別表第4の(2) 頤娃支所の表を次のように改める。

係	事務分掌
建設農林係	畑の郷水土利館に関すること。

別表第4の(3) 知覧支所の表、及び(4) 川辺支所の表を削る。

（南九州市公印規則の一部改正）

第2条 南九州市公印規則（平成19年南九州市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表特殊用市の印の部中「知覧支所長」を「川辺支所長」に改め、同表特殊用市長の印の部支所用市長印の項中「市民生活係及び税務係」を「市民・税務係」に、「知覧支所長」を「川辺支所長」に改め、同部追記用市長印の項中「

知覧支所長」を「川辺支所長」に改め、同表市長職務代理者の印の部支所証明用市長職務代理者印の項中「市民生活係及び税務係」を「市民・税務係」に、「知覧支所長」を「川辺支所長」に、「4」を「2」に改め、同表補助職員の印の部中知覧支所長印の項を削り、同部福祉事務所長印及び手帳用福祉事務所長印の項中「知覧支所長」を「川辺支所長」に改める。

（南九州市出納員・現金取扱員の任免に関する規則の一部改正）

第3条 南九州市出納員・現金取扱員の任免に関する規則（平成19年南九州市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市税条例施行規則の一部改正）

第4条 南九州市税条例施行規則（平成19年南九州市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第4条第2号中「税務係」を「市民・税務係」に改める。

（南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成19年南九州市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 総務課長

(2) みらい創生課長

第9条第2項中「財政課長」を「総務課長」に改める。

第14条中「総務課」を「財政課」に改める。

（南九州市地価公示閲覧規則の一部改正）

第6条 南九州市地価公示閲覧規則（平成19年南九州市規則第136号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市庁議等に関する規則の一部改正）

第7条 南九州市庁議等に関する規則（平成20年南九州市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「協議させる」を「協議する」に、「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に改める。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) みらい創生課長

第3条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4条に次の1項を加える。

4 教育長は、庁議の協議事項に応じて、主宰者の要請により出席するものとする。

第5条を削る。

第6条の前の見出し中「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に改め、同条中「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に、「企画調整」を「調整」に改め、「又は調査研究」を削り、同条を第5条とする。

第7条中「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に、「企画課長」を「みらい創生課長」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に、「企画課長」を「みらい創生課長」に改め、同条第2項中「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に、「企画課長」を「みらい創生課長」に、「企画係長」を「政策推進係長」に改め、同条第3項中「企画連絡会議」を「連絡調整会議」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

(南九州市遊休施設利活用奨励条例施行規則)

第8条 南九州市遊休施設利活用奨励条例施行規則（令和7年南九州市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。